しおざわ労働法務事務所

月刊　人事労務トピックス

発行者: しおざわ労働法務事務所
所在地: 359-0038埼玉県所沢市北秋津708-84
イースト所沢ビル302
電　話: 04-2992-5113　ＦＡＸ: 050-3588-4582
メール: info@shiozawtoshiya.com

平成29年度最低賃金の改定額

すべての都道府県の地方最低賃金審議会で平成29年度の地域別最低賃金改定額が答申されました。

今後は都道府県労働局での関係労使からの異議申出に関する手続を経た上で、都道府県労働局長の決定により、９月30日から10月中旬までに順次発効される予定です。

各都道府県の答申改定額はつぎのとおりです。

【26円引き上げ】
埼玉県871円、千葉県868円、東京都958円、
神奈川県956円、愛知県871円、大阪府909円

【25円引き上げ】
茨城県796円、栃木県800円、新潟県778円、
富山県795円、山梨県784円、長野県795円、
静岡県832円、三重県820円、滋賀県813円、
京都府856円、兵庫県844円、広島県818円

【24円引き上げ】
北海道810円、宮城県772円、群馬県783円、
石川県781円、福井県778円、岐阜県800円、
奈良県786円、和歌山県777円、岡山県781円、
山口県777円、徳島県740円、香川県766円、
福岡県789円

【２３円引き上げ】
宮崎県737円、鳥取県738円、沖縄県737円

【22円引き上げ】
青森県738円、岩手県738円、秋田県738円、
山形県739円、福島県748円、島根県740円、
愛媛県739円、高知県737円、佐賀県737円、
長崎県737円、熊本県737円、大分県737円、
鹿児島県737円

※改定の予定期日
大阪府9/30、
静岡県10/4、
滋賀県・徳島県・佐賀県10/5、
青森県・山形県・鳥取県・長崎県・宮崎県10/6、
山梨県・高知県10/13、
その他都道府県は10/1

来年平成30年４月からの「無期転換ルール」の本格運用開始に向けて ～定年後継続雇用等への特例認定申請、就業規則等の見直しの準備を～

「無期転換ルール」とは、「有期雇用契約」が同じ使用者のもとで通算５年超繰り返されたときに、労働者から申し出があれば「期間の定めのない雇用契約」に転換する、というものです。

労働者から申し込みがあった時点で使用者の承認があったとみなされますので、会社等、使用者側が拒否することはできません。

有期雇用契約期間の通算のカウントは平成２５年４月から始まっていますので、ちょうど５年を経過する来年平成30年４月には、多くの非常勤労働者に「無期転換申込権」が発生することが見込まれています。

【高度専門職と定年後継続雇用の有期労働者への特例（適用除外）】

ただし、高度専門職と定年後継続雇用の有期雇用労働者については、特例が適用される余地があります。

これらの労働者について使用者が都道府県労働局長の認定を受ければ、無期転換申込権が発生せず、制度の対象外となります。

この認定を受けるためには、これらの労働者の特性に応じた「雇用管理に関する措置」の計画を定めて労働局に届け出、ます。

届出時には「雇用管理に関する措置」を行っていることを証明するため、就業規則等を添付します。

【無期転換後の労働条件は】

無期転換の申込みのあった後も、別段の定めがなければ、労働条件は直前と変更はありません。まったく労働条件を変更しないのであれば、定年制を適用し、65歳までの継続雇用制度の対象とする等の対応が考えられます。

この他、「正社員への登用制度」「多様な正社員としての登用制度（勤務地または職種、勤務時間等を限定する）」といった選択肢を用意することも考えられます。

©　しおざわ労働法務事務所　2017

特定社会保険労務士 しおざわ労働法務事務所
月刊　人事労務トピックス

発行者：しおざわ労働法務事務所　所在地:359-0038埼玉県所沢市北秋津708-84-302
電話: 04-2992-5113　ＦＡＸ: 050-3588-4582　メール：info@shiozawatoshiya.com
ホームページ：　http://shiozawatoshiya.com　(バックナンバーPDFを公開中です。)

無用な行き違いを避けるためにも、できれば事前に無期転換後の労働条件を想定してルールを準備し、就業規則の見直し等を済ませておくことが望ましいです。
詳細はご相談ください。

定時決定と厚生年金保険料率の改定
～厚年料率は新料率で固定されます～

（１）平成29年９月分社会保険料の改定

定時決定と厚生年金保険料率改定により、29年９月分の社会保険料が見直されます。
給与支給時には保険料額の変更にご注意ください。
（翌月支払い給与で控除している場合、10月支払給与から変更となります。）

（２）厚生年金保険料率は固定へ

厚生年金保険料率は毎年９月に段階的に引き上げられてきましたが、今年９月の引き上げで18．３％（被保険者・事業主負担は折半）に固定されます。
これは平成16年に導入された「保険料水準固定方式」によるもので、今後は保険料水準を固定したうえで、その範囲内で給付水準を調整することとなります。

ちなみに以前の仕組みは「給付水準維持方式」と言い、５年毎に財政再計算を行う際、現行の給付水準を維持するために保険料率が引き上げられていました。

老齢年金を受け取るために
必要な資格期間が10年に短縮
～平成29年８月から～

これまで老齢年金を受け取るためには、資格期間が原則として25年以上必要でした。
平成29年8月1日からは、資格期間が10年以上あれば老齢年金を受け取ることができるようになりました。
資格期間とは、年金保険料を納付した期間（国民年金・厚生年金保険・共済組合等の加入期間を含む）と国民年金の保険料免除期間などを合算した期間をいいます。
今回の変更により、受給権が発生する方には、既に今年２月から、順次、年金請求書式一式が送付されているとのことです。

しおざわ事務所からのお知らせ

（１）年金事務所の調査について

定時決定の際などに所轄の年金事務所で被保険者資格や報酬額等の調査が定期的に行われます。
調査前の書類の準備や、直近の手続き漏れの確認、調査当日の出頭の代行など、ご遠慮なくご相談ください。

（２）算定届、年度更新の手続き漏れについて

当事務所では主にホームページや各種士業の先生方のご紹介で様々なご相談に対応しておりますが、この時期になりますと、ごく稀にですが、
「去年も今年も算定基礎届を出していない」
「年度更新は最近、特に届け出ていない」
というお話を伺うことがあります。
手続きの期限を過ぎていても、時効前の期間については遡及して届け出ることが可能です。
詳細は各窓口や当事務所まで、ご遠慮なくご相談ください。

（塩澤）

お問い合わせ先
04-2992-5113
しおざわ労働法務事務所

©　しおざわ労働法務事務所　2017